

北名古屋市長総合評価競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北名古屋市長が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の10の2及び同条の13に規定する価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利な者を落札者として決定する方法（以下「総合評価落札方式」という。）による競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式の実施対象は、一般競争入札、公募型指名競争入札及び指名競争入札に該当する工事から市長が決定する。

(総合評価落札方式採用の適否)

第3条 市長は、総合評価競争入札を実施しようとするときは、あらかじめ、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4第1項各号に掲げる事項に関し、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

2 前項の学識経験を有する者の意見聴取は、愛知県建設部総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）で行うものとする。

(入札参加資格等の公告・掲示・通知)

第4条 市長は、総合評価落札方式による一般競争入札を実施しようとするときは、北名古屋市長契約規則（平成18年北名古屋市長規則第40号）第8条に規定する事項のほか、次の事項について公告しなければならない。

- (1) 総合評価落札方式による一般競争入札を行う旨
- (2) 当該総合評価落札方式による一般競争入札に係る落札者決定基準
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、総合評価落札方式による公募型指名競争入札を実施しようとするときは、必要な事項のほか、次の事項について掲示しなければならない。

- (1) 総合評価落札方式による公募型指名競争入札を行う旨
- (2) 当該総合評価落札方式による公募型指名競争入札に係る落札者決定基準
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、総合評価落札方式による指名競争入札を実施しようとするときは、必要な事項のほか、次の事項について通知しなければならない。

- (1) 総合評価落札方式による指名競争入札を行う旨

(2) 当該総合評価落札方式による指名競争入札に係る落札者決定基準

(3) その他市長が必要と認める事項

- 4 総合評価落札方式による一般競争入札及び公募型指名競争入札を実施しようとするときの入札参加資格には、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第11条に規定する競争参加者の技術的能力の審査が適正に行われるように、当該入札に参加しようとする者について工事の経験、施工実績の評価、当該工事に配置が予定される技術者の工事経験その他の技術的能力（以下「技術的能力」という。）に関する要件が含まれていなければならない。

（落札者決定基準）

第5条 市長は、総合評価落札方式を行う場合には、価格とその他の条件が北名古屋市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

- 2 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるにあたって留意すべき事項について2人以上の学識経験を有する者の意見を聴くものとし、第3条第2項の規定をこれに準用する。

3 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定めるものとする。

4 落札者決定基準は、委員会での意見を聴取した上で、北名古屋市業者選定審査委員会において決定するものとする。

（一般競争入札及び公募型指名競争入札の場合の評価基準）

第6条 評価基準は、第4条第4項の技術的能力の審査の要件を満足する者について、次の評価項目により得点を配分して行うものとする。

(1) 評価項目は、施工計画に関する事項、企業の技術力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項及び地域精通度、地域貢献度等とする。

(2) 得点配分は、技術的能力の要件を満たしている場合に標準点を与え、さらに技術提案等の審査及び評価により加算し、その合計点を評価点とする。各評価項目についての得点配分は、その必要度及び重要度に応じてその都度定めるものとする。

2 技術提案等は、一般競争入札においては入札参加資格確認申請書に、また、公募型指名競争入札においては技術資料に提案内容を記載するものとする。

（指名競争入札の場合の評価基準）

第7条 評価基準は次の評価項目により得点を配分して行うものとする。

(1) 評価項目は、施工計画に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項、過去2

年間の類似工事の施工実績及び地域貢献度等とする。

(2) 得点配分は、技術的能力の要件を満たしている場合に標準点を与え、さらに技術提案等の審査及び評価により加算し、その合計点を評価点とする。各評価項目についての得点配分は、その必要度及び重要度に応じてその都度定めるものとする。

2 技術提案等は、第4条第3項の規定により指名通知書において指定した様式により提出するものとし、入札前の所定の期日内に提出がなかった場合は、指名を辞退したものとみなす。

(施工計画提案の審査)

第8条 技術提案等のうち、施工計画提案がある場合の審査は委員会にて行う。

2 前項の場合、委員会が審査した技術提案等の評価意見回答を基に、北名古屋市において評価を決定するものとする。

(技術的能力の審査結果の通知)

第9条 市長は、入札参加資格の要件を満たしている者についてのみ、一般競争入札においては入札参加資格確認通知をし、公募型指名競争入札においては指名通知をすることにより技術的能力の審査結果の通知を行うものとする。

2 技術的能力の審査の結果、入札に参加させることが適当でないと認められるときは、市長は、その理由を記載した書面により、入札に参加しようとする者に通知するものとする。

(技術的能力の審査結果に対する説明等)

第10条 前条第2項の規定により、入札に参加することを認められない旨の通知を受けた者は、通知を受け取った日から7日以内に、市長に対し書面により説明を求められるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき説明を求められた場合は、7日以内に書面により回答するものとする。

(評価の方法)

第11条 総合評価は、評価点を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価点＝標準点＋加算点

評価値＝評価点／入札価格

(落札者決定の方法)

第12条 次の各要件に該当する者のうち、第11条によって得られた評価値の最も高い者を落札者と決定する。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
 - (2) 技術的要件をすべて満たしていること。
 - (3) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回っていないこと。
- 2 落札者の決定に際しては、あらかじめ学識経験を有する者の意見を聴くものとする。
この場合において、第3条第2項の規定をこれに準用する。
- 3 落札者となるべき者の当該入札による価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、第1項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、入札をした他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることができる。

(落札者の公表等)

第13条 前条により落札者を決定したときは、当該入札に参加した者にその旨通知するとともに評価値等の評価結果を併せて通知するものとする。

- 2 落札者及び評価値等の評価結果については、これを公表する。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月1日から施行する。